

○福島県獣医学生修学資金貸与条例施行規則

平成五年三月三十一日

福島県規則第四十号

改正 平成一六年一二月二四日規則第八六号

改正 令和五年三月三十一日規則第三十五号

福島県獣医学生修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

福島県獣医学生修学資金貸与条例施行規則

(貸与の申請手続)

第一条 福島県獣医学生修学資金貸与条例（平成五年福島県条例第十九号。以下「条例」という。）第二条に規定する申請をしようとする者は、獣医学生修学資金貸与申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、当該申請をする日の属する年度に大学（条例第二条に規定する大学をいう。以下同じ。）に入学した者にあつては、第一号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

一 大学の学業成績証明書

二 大学の獣医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類

三 戸籍抄本

四 履歴書

(保証人)

第二条 獣医学生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

2 前項の保証人のうち、一人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族とし、他の一人は独立の生計を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考及び決定の通知)

第三条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第一条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

2 知事は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、獣医学生修学資金貸与決定通知書（様式第三号）又は獣医学生修学資金貸与不承認決定通知書（様式第四号）によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 第一項の面接は、知事が必要がないと認める場合は、省略することがある。

(貸与契約の解除の通知)

第四条 知事は、条例第五条第一項の規定により修学資金の貸与契約（以下「契約」という。）を解除したときは、直ちに、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

（獣医学生修学資金借用証書の提出）

第五条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例第五条第一項の規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について獣医学生修学資金借用証書（様式第五号）を知事に提出しなければならない。

（獣医学生修学資金返還明細書の提出等）

第六条 条例第六条又は第七条の規定により修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部が免除される場合及び条例第九条の規定により返還債務の履行が猶予される場合を除き、修学資金の貸与を受けた者は、条例第八条各号に掲げる事由が生じた日から起算して二十日以内（条例第六条若しくは第七条の規定による返還債務の免除又は条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日から起算して十日以内）に、獣医学生修学資金返還明細書（様式第六号）を知事に提出しなければならない。

2 条例第九条の規定により返還債務の履行が猶予された者は、その猶予期間の満了の日から起算して二十日以内に、獣医学生修学資金返還明細書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の規定により獣医学生修学資金返還明細書を提出した者は、修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、獣医学生修学資金返還方法変更承認申請書（様式第七号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（返還債務の免除の申請手続）

第七条 条例第六条又は第七条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、獣医学生修学資金返還債務免除申請書（様式第八号）に条例第六条各号又は第七条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還債務の履行猶予の申請手続）

第八条 条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書（様式第九号）に同条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（学業成績証明書の提出）

第九条 修学資金の貸与を受けている者は、修学資金の貸与を受け始めた年の翌年から貸与期間が満了するまでの間、毎年四月三十日までに前学年における学業成績証明書を知

事に提出しなければならない。

(届出)

第十条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学したとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

七 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

2 契約の相手方は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（様式第十号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 契約の相手方が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

(平一六規則八六・一部改正)

(令五規則三五・一部改正)

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(裏)

保 証 人	本籍						
	住所						
	氏名 性別	男・女	生年 月日	年	月	日	続柄
	職業			年収 (税込み)			
	勤務先						
保 証 人	本籍						
	住所						
	氏名 性別	男・女	生年 月日	年	月	日	続柄
	職業			年収 (税込み)			
	勤務先						

上記の申請について同意します。

親権者又は後見人 住 所
氏 名

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連携してその債務を履行することを保証します。

保証人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

様式第3号（第3条関係）

獣医学生修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定番号 年度第 号
- 2 学校名 第 学年
- 3 決定金額 月額 万円
- 4 貸与期間 年 月から 年 月まで
- 5 貸与条件 福島県獣医学生修学資金貸与条例（平成5年福島県条例第19号）及び福島県獣医学生修学資金貸与条例施行規則（平成5年福島県規則第40号）の規定を遵守すること。

様式第4号（第3条関係）

獣医学生修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の貸与については、不承認と決定したので通知します。

様式第5号（第5条関係）

獣医学生修学資金借用証書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号
住 所
氏 名

獣医学生修学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。

借用金額 円

上記の借用金額に関する本人の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

年 月 日

保証人 住 所
氏 名

保証人 住 所
氏 名

様式第6号（第6条関係）

獣医学生修学資金返還明細書

決定 番号	年度第 号		大学名					
氏名			返還金 総額	円				
生年 月日	年 月 日		返還 内訳	月賦額	円			
本籍				半年賦額	円			
住所			貸与 期間	期間	年 月から	年 月まで		
連絡先	名称等	電話番号（ ）						
	所在地							
保 証 人	本籍				本籍			
	住所				住所			
	氏名 性別	男 女	続 柄		氏名 性別	男 女	続 柄	
	生年月日	年 月 日			生年月日	年 月 日		
	職業				職業			
	勤務先				勤務先			
年収 (税込み)				年収 (税込み)				

様式第7号（第6条関係）

獣医学生修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 氏 名

保証人 氏 名

保証人 氏 名

修学資金の返還の方法を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与金額
- 2 返還未済額
- 3 変更前の返還方法
- 4 変更後の返還方法
- 5 変更しようとする理由

様式第8号（第7条関係）

獣医学生修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

福島県知事

	決定番号	年度第	号
申請者	住 所		
	氏 名		

下記により、修学資金の返還を免除してください。

記

- 1 貸与を受けた修学資金の額 円
- 2 免除を受けようとする額 円
- 3 理由

様式第9号（第8条関係）

獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号
申請者 住 所
氏 名

下記により、修学資金の返還の債務の履行を猶予してください。

記

- 1 貸与を受けた修学資金の額 円
- 2 猶予を受けようとする額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 4 理由

